

原議保存期間	1年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
 警視庁刑事部長  
 警視庁組織犯罪対策部長  
 警視庁総務部長 殿  
 警視庁地域部長  
 警視庁交通部長  
 各道府県警察（方面）本部長  
 （参考送付先）  
 庁内各局部課長  
 警察大学校生活安全教養部長  
 警察大学校刑事教養部長  
 警察大学校組織犯罪対策教養部長  
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第26号、丁組二発第9号  
 丁総発第3号、丁交企発第47号  
 丁運発第11号  
 令和6年1月18日  
 警察庁生活安全局生活安全企画課長  
 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長  
 警察庁長官官房総務課長  
 警察庁交通局交通企画課長  
 警察庁交通局運転免許課長

広報啓発用チラシを活用したNTTのナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストのサービスの利用促進の徹底について（通達）

70歳以上の契約者又はその同居の契約者の固定電話の回線を対象にナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストのサービス（以下「当該サービス」という。）利用等を無償化する等の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）による特殊詐欺被害防止のための取組については、「今後の特殊詐欺対策の具体的取組事項について」（令和5年4月26日付け警察庁丁組二発第113号ほか）に基づき、各都道府県警察において、その周知及び利用に向けた支援を積極的に推進しているところであるが、高齢者による当該サービスの利用を更に強力に促進するため、「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS47）による広報啓発用チラシ（以下「本件チラシ」という。）を制作した。

各都道府県警察にあっては、下記の点に留意し、本件チラシを最大限有効に活用することにより、当該サービスの対象となる高齢者等に対して利用促進を徹底されたい。

#### 記

#### 1 目的

当該サービスの無償化対象（70歳以上の方又はその同居の方）及びその他の高齢者（以下単に「対象」という。）に対してNTTによる取組内容を単に周知することのみならず、本件チラシを最大限活用して当該サービスの利用申込みを支援し、特殊詐欺の被害防止対策を実践してもらうことを目的とする。

#### 2 活用方法

以下の(1)～(4)の機会を捉え、本件チラシを対象に提示しつつ、内容を説明するとともに、対象からの求めに応じ、申込みに向けた具体的支援を行うこと。

- (1) 巡回連絡
- (2) 運転免許証更新時の高齢者講習等
- (3) 通所介護（デイサービス）その他高齢者が利用する各種サービス等
- (4) その他高齢者が集まる各種会合等

### 3 警察部内外における連携

#### (1) 関係部門間の連携

本件チラシの訴求効果を最大限高めるため、各都道府県警察の生活安全部門と地域部門及び交通部門とが相互に緊密に連携すること。

#### (2) 管内の団体等との連携

本件チラシの活用にあたっては、各種機会に単に配布するのではなく、対象が当該サービスを利用するために必要な説明を付け加えることが効果的であるところ、限られたリソースを活用するため、自治体はもとより、地域住民等によって構成される防犯協会、交通安全協会、警察官友の会、社会福祉協議会、町内会、ボランティア団体等の管内の各種団体や民生委員等に対して本件チラシの内容について具体的に説明し、当該団体等の方々に、N T Tによる取組の周知についての協力を得ることも効果的であると考えられるため、そのための必要な調整を行うこと。

### 4 活用に当たっての留意事項

#### (1) 対象に具体的内容を確実に届ける観点から、本件チラシ単体を直接ポストに投函するポスティングのような配布方法は行わないこと。また、N T Tへの申込みが殺到する可能性がある取組を企画・実施する際には、実施規模等を把握する必要があるため、その企画段階から十分な時間的余裕を持って警察庁の担当者まで連絡すること。

なお、前記1の目的を達成するため、本通達に示した方法以外での本件チラシの活用を希望する場合は、事前に警察庁の担当者に連絡すること。

#### (2) 本件チラシは、両面のデザイン、カラーをもって完成品であることから、白黒コピーでの配布は認められていないことに留意すること。

なお、本件チラシについては、各都道府県警察で保有する数量が少なくなるなどした場合は、必要に応じて増刷を検討するので警察庁の担当者まで連絡すること。

#### (3) クレジットの「警察庁・都道府県警察・S O S 4 7」の表記のうち、「都道府県警察」を各都道府県警察名に変更し、あるいは「都道府県警察名・警察庁・S O S 4 7」の順で表記変更し、印刷することを妨げない。

なお、本件チラシのデザインについて、上記の表記変更以外の一切の改変（デザインの一部を切り取っての転載、デザインへの追記、デザインの一部又は全体を他の制作物の一部としての二次利用等）は認められていないことに留意すること。

#### (4) 運転免許センターや自動車教習所等で実施される高齢者講習等の機会に本件チラシを活用する際は、講習時間以外の待ち時間や休憩時間等に行うこと。

### 5 その他

本件チラシの利用について疑義・問題等が生じた場合は、幅広く、かつ、速やかに警察庁の担当者まで連絡すること。

なお、本件チラシの利用期限については、別途通知する。